

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年 5 月20日
【会社名】	オンキヨー株式会社
【英訳名】	ONKYO CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大拙 宗徳
【本店の所在の場所】	大阪府寝屋川市日新町 2 番 1 号 （同所は登記上の本店所在地ですが、実際の本店業務は下記で行っております。）
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	大阪市東大阪市川俣 1 丁目 1 番41号
【電話番号】	06 (6747) 9170
【事務連絡者氏名】	取締役 林 亨
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 1,562,610,940円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号）

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	151,709,800株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。 単位株式数 100株

（注）1．本有価証券届出書による募集（以下「本第三者割当」といいます。）は、2020年5月20日付の取締役会（以下「本取締役会」といいます。）決議によります。なお、本第三者割当は、金融商品取引法による届出の効力が発生することを条件としています。

2．振替機関の名称及び住所

名称 オンキヨー証券保管振替機構

住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

（1）【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	151,709,800株	1,562,610,940	781,306,696
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	151,709,800株	1,562,610,940	781,306,696

（注）1．本有価証券届出書による当社普通株式（以下「本新株式」といいます。）の募集は第三者割当の方法によります。なお、発行価額の総額の全額を金銭以外の財産の現物出資による方法（デット・エクイティ・スワップ（以下「DES」といいます。）により割り当てます。

2．資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であり、会社計算規則第14条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とします。

3．金銭以外の財産の現物出資の目的とする財産の内容

EVO FUND

EVO FUNDが当社に対して有する貸付金債権元本残高500,000,000円に相当する債権

債権の表示：2019年12月25日付LOAN AGREEMENTに基づく貸付金債権（1）

当初債権者：EVOLUTION JAPANアセットマネジメント株式会社（2019年12月25日付LOAN AGREEMENTに基づく貸付金債権）

元金：総額500,000,000円（当初元金総額500,000,000円）

担保の有無：無し

返済期日：2020年6月25日（2）

利息：年利 1.0%

弁済方法：期日一括弁済

オーエス・ホールディング株式会社

オーエス・ホールディング株式会社（以下「オーエス・ホールディング」といいます。）が当社に対して有する貸付金債権元本残高361,000,000円に相当する債権

債権の表示：2019年9月30日付極度方式金銭消費貸借契約書に基づく貸付金債権

当初債権者：オーエス・ホールディング（2019年9月30日付極度方式金銭消費貸借契約書に基づく貸付金債権）

元金：総額361,000,000円（当初元金総額361,000,000円）

担保の有無：当社保有オンキョースポーツ株式会社（代表取締役：中島 健城 所在地：東京都墨田区横網一丁目10番5号）の普通株式340株及び当社保有オーディーエス株式会社（代表取締役：砂長 潔 所在地：東京都千代田区神田須田町二丁目5番）の普通株式170株（3）

返済期日：2020年5月29日（2）

利息：年利 2.53%

弁済方法：期日一括弁済

冠旭国際科技有限公司 (Grandsun International Technology Co., Limited)

冠旭国際科技有限公司 (Grandsun International Technology Co., Limited) が当社に対して有する売掛金債権420,027,194円に相当する債権（ 1 ）

債権の表示：2020年5月19日付売掛金債権に関する合意書に基づく売掛金債権（ 4 ）

当初債権者：PHICUSTIC SYSTEMS (HK) LIMITED（2020年5月19日付売掛金債権に関する合意書に基づく売掛金債権）

当初債務者：オンキヨー＆パイオニア株式会社（2020年5月19日付売掛金債権に関する合意書に基づく売掛金債権）

金額：420,027,194円

支払期日：2020年6月5日（ 2 ）

備考：上記債権は、PHICUSTIC SYSTEMS (HK) LIMITED及びオンキヨー＆パイオニア株式会社間の2018年6月1日付Basic Agreementに基づく、その支払期日を2019年2月28日とする取引から2020年4月30日とする取引までの計89回の取引に基づく売掛金債権その他これに付随関連する債権を、同当事者間の上記2020年5月19日付売掛金債権に関する合意書に基づき統合した債権である。

冠旭国際科技有限公司 (Grandsun International Technology Co., Limited) が当社に対して有する開発委託関連費債権38,065,119円に相当する債権（ 1 ）

債権の表示：2020年5月19日付開発委託関連費債権に関する合意書に基づく開発委託関連費債権

当初債権者：PHICUSTIC SYSTEMS (HK) LIMITED（2020年5月19日付開発委託関連費債権に関する合意書に基づく開発委託関連費債権）

金額：38,065,119円

支払期日：2020年6月5日（ 2 ）

備考：上記債権は、Shenzhen Grandsun Electronic Co., Ltd.の子会社であるPHICUSTIC SYSTEMS (HK) LIMITEDの、Shenzhen Grandsun Electronic Co., Ltd.及びオンキヨー株式会社間の2018年3月8日付、2018年3月18日付及び2018年11月26日付Development Agreementに基づく、その支払期日を2019年2月28日とする取引から2020年1月6日とする取引までの計14回の取引に基づく開発委託関連費債権その他これに付随関連する債権を、PHICUSTIC SYSTEMS (HK) LIMITED及び当社間の上記2020年5月19日付開発委託関連費債権に関する合意書に基づき統合した債権である。

Ampacs Corporation

Ampacs Corporationが当社に対して有する売掛金債権及び開発委託費債権189,556,050円に相当する債権

債権の表示：2020年5月19日付売掛金債権及び開発委託費債権に関する合意書に基づく売掛金債権及び開発委託費債権（ 4 ）

当初債務者：オンキヨー＆パイオニア株式会社（2020年5月19日付売掛金債権及び開発委託費債権に関する合意書に基づく売掛金債権及び開発委託費債権）

金額：189,556,050円

支払期日：2020年6月5日（ 2 ）

備考：上記債権は、Ampacs Corporation及びオンキヨー＆パイオニア株式会社間の2019年3月1日付Purchase Agreementに基づく、その支払期日を2019年12月2日とする取引から2020年6月1日とする取引までの計41回の取引に基づく売掛金債権その他これに付随関連する債権並びに Ampacs Corporation及びオンキヨー＆パイオニア株式会社間の2018年11月16日付、2018年11月22日付及び2018年12月21日付Development Agreementに基づく、その支払期日を2020年1月6日とする取引から2020年6月1日とする取引までの計7回の取引に基づく開発委託費債権その他これに付随関連する債権を、同当事者間の上記2020年5月19日付売掛金債権及び開発委託費債権に関する合意書に基づき統合した債権である。

英研智能移動股份有限公司 (AIMobile Co.,Ltd)

英研智能移動股份有限公司 (AIMobile Co.,Ltd) が当社に対して有する売掛金債権及び開発委託費債権53,965,028円に相当する債権（ 4 ）

債権の表示：2020年5月19日付売掛金債権及び開発委託費債権に関する合意書に基づく売掛金債権及び開発委託費債権（ 4 ）

当初債務者：オンキヨー＆パイオニア株式会社（2020年5月19日付売掛金債権及び開発委託費債権に関する合意書に基づく売掛金債権及び開発委託費債権）

金額：53,965,028円

支払期日：2020年6月5日（ 2 ）

備考：上記債権は、英研智能移動股份有限公司（AIMobile Co.,Ltd）のオンキヨー＆パイオニア株式会社に対する2020年3月26日付Invoiceに基づく売掛金債権及び英研智能移動股份有限公司（AIMobile Co.,Ltd）のオンキヨー＆パイオニア株式会社に対する2020年3月26日付Invoiceに基づく開発委託費請求権を、同当事者間の上記2020年5月19日付売掛金債権及び開発委託費債権に関する合意書に基づき統合した債権である。

出資される債権の価額は、いずれも債権の額面金額と同額となります。

1 債権譲渡について

当初債権者であるEVOLUTION JAPANアセットマネジメント株式会社（代表取締役：宮下和子、所在地：東京都千代田区紀尾井町4番1号）と当社との間の2019年12月25日付LOAN AGREEMENTに基づく貸付金債権は、2020年5月15日、当初債権者であるEVOLUTION JAPANアセットマネジメント株式会社から、EVO FUNDを譲受人として譲渡されました。

また、当初債権者であるPHICOUSTIC SYSTEMS (HK) LIMITED（CEO：呉海全 所在地：Units 3306-12 33/F SHUI ON CENTRE NOS.6-8 HARBOUR ROAD WANCHAI）と当社との間の2020年5月19日付売掛金債権に関する合意書に基づく売掛金債権及び2020年5月19日付開発委託関連費債権に関する合意書に基づく開発委託関連費債権は、2020年5月19日、当初債権者であるPHICOUSTIC SYSTEMS (HK) LIMITEDから、冠旭国際科技有限公司（Grandsun International Technology Co., Limited）を譲受人として譲渡されました。

2 弁済期の到来について

現物出資の目的となる財産については、会社法上、原則として検査役若しくは弁護士、公認会計士又は税理士等による調査が義務付けられておりますが、現物出資の目的となる財産が増資を行う会社に対する金銭債権である場合については、会計帳簿によりその実在性が確認でき、帳簿残高の範囲内である場合には、検査役又は専門家による調査を要しないこととされております（会社法第207条第9項第5号）。但し、同号が適用される金銭債権は、弁済期が到来しているものに限られるところ、EVO FUNDが当社に対して有する貸付金債権残高500,000,000円に相当する債権を除く現物出資の対象となる各金銭債権は払込期日（2020年6月5日）までに弁済期が到来しているものであり、また、現物出資の対象となるEVO FUNDが当社に対して有する貸付金債権残高500,000,000円に相当する債権については弁済期を、払込期日（2020年6月5日）において本第三者割当を実施する時点とすることを合意しております。このため、本第三者割当における金銭債権の現物出資につき、検査役又は専門家による調査は行いません。

3 2019年9月30日付極度方式金銭消費貸借契約書は、払込期日（2020年6月5日）付で解除される予定であり、これに伴い、担保も消滅する予定です。

4 債務引受について

当初債務者である当社100%子会社のオンキヨー＆パイオニア株式会社とPHICOUSTIC SYSTEMS (HK) LIMITEDとの間の2020年5月19日付売掛金債権に関する合意書に基づく金銭債務、同オンキヨー＆パイオニア株式会社とAmpacs Corporationとの間の2020年5月19日付売掛金債権及び開発委託費債権に関する合意書に基づく金銭債務並びに同オンキヨー＆パイオニア株式会社と英研智能移動股份有限公司（AIMobile Co.,Ltd）との間の2020年5月19日付売掛金債権及び開発委託費債権に関する合意書に基づく金銭債務は、当初債務者であるオンキヨー＆パイオニア株式会社から当社が払込期日の2020年6月5日において各債権者、オンキヨー＆パイオニア株式会社と当社との間の各債務引受契約に基づき、免責的債務引受の方法によりそれぞれ債務引受をいたします。

（2）【募集の条件】

発行価格 （円）	資本組入額 （円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 （円）	払込期日
10.3	5.15	100株	2020年6月5日	-	2020年6月5日

（注）1．第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2．発行価格は、会社法上の払込金額であります。資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であり、資本組入額の総額（781,306,696円）を上記「（1）募集の方法」の発行数151,709,800株で除し、小数第3位を四捨五入した金額を記載しております。

3．申込みの方法は、本有価証券届出書の効力が発生した後、割当予定先との間で第三者割当契約を締結することとし、DESによる払込みの方法によります。

4．上記株式を割り当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅します。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
オンキヨー株式会社	大阪府東大阪市川俣一丁目 1 番41号

(4) 【払込取扱場所】

金銭以外の財産を現物出資の目的としているため、該当事項はありません。

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
-	28,840,000	-

(注) 1 . 本第三者割当は、債務の株式化（ＤＥＳ）の手法を採用するため、資金の調達はなく、本新株式の払込金額の総額である1,562,613,391円の当社の負債が減少することになります。

2 . 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

3 . 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士費用、登記費用等であります。

(2) 【手取金の使途】

本第三者割当は、金銭以外の財産の現物出資（ＤＥＳ）によるものであるため、手取額はありません。なお、現物出資の目的となる債権に係る金銭の使途及び当該使途への充当状況は以下のとおりです。現物出資の目的となる債権の内容につきましては、「2 株式募集の方法及び条件 (1) 募集の方法 (注) 3 . 金銭以外の財産の現物出資の目的とする財産の内容」をご参照ください。

EVO FUNDが当社に対して有する貸付金

具体的な使途	金額	支出時期
運転資金	貸付金残高500,000,000円	2019年12月～2020年5月

オーエス・ホールディングが当社に対して有する貸付金

具体的な使途	金額	支出時期
運転資金	貸付金残高361,000,000円	2019年10月～2020年3月

冠旭国際科技有限公司（Grandsun International Technology Co., Limited）が当社に対して有する金銭債権

具体的な使途	金額	支出時期
ヘッドホン等製品の仕入れ	458,092,313円（注）	2019年2月～2020年4月
開発委託		2019年2月～2020年1月

(注) 2018年6月1日付Basic Agreementに基づく、その支払期日を2019年2月28日とする取引から2020年4月30日とする取引までの計89回の取引に基づく売掛金債権その他これに付随関連する債権を2020年5月19日付売掛金債権に関する合意書に基づき統合した債権並びに Shenzhen Grandsun Electronic Co., Ltd.の子会社であるPHICOUSTIC SYSTEMS (HK) LIMITEDの、Shenzhen Grandsun Electronic Co., Ltd.及びオンキヨー株式会社間の2018年3月8日付、2018年3月18日付及び2018年11月26日付Development Agreementに基づく、その支払期日を2019年2月28日とする取引から2020年1月6日とする取引までの計14回の取引に基づく開発委託関連費債権その他これに付随関連する債権を、2020年5月19日付開発委託関連費債権に関する合意書に基づき統合した債権であるため、それぞれの取引金額の内訳は記載せず、合計額を記載しています。

Ampacs Corporationが当社に対して有する金銭債権

具体的な用途	金額	支出時期
ヘッドホン等製品の仕入れ	189,556,050円（注）	2019年12月～2020年5月
開発委託		2020年1月～2020年5月

（注） 2019年3月1日付Purchase Agreementに基づく、その支払期日を2019年12月2日とする取引から2020年6月1日とする取引までの計41回の取引に基づく売掛金債権その他これに付随関連する債権並びに 2018年11月16日付、2018年11月22日付及び2018年12月21日付Development Agreementに基づく、その支払期日を2020年1月6日とする取引から2020年6月1日とする取引までの計7回の取引に基づく開発委託費債権その他これに付随関連する債権を2020年5月19日付売掛金債権及び開発委託費債権に関する合意書に基づき統合した債権であるため、それぞれの取引の金額の内訳は記載せず、合計額を記載しています。

英研智能移動股份有限公司（AIMobile Co.,Ltd）が当社に対して有する金銭債権

具体的な用途	金額	支出時期
タブレット製品部品代の支払い	53,965,028円（注）	2020年3月
開発委託		2020年3月

（注） 2020年3月26日付Invoiceに基づく売掛金債権及び 2020年3月26日付Invoiceに基づく開発委託費請求権を2020年5月19日付売掛金債権及び開発委託費債権に関する合意書に基づき統合した債権であるため、それぞれの取引の金額の内訳は記載せず、合計額を記載しています。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

（1）割当予定先の概要、及び提出者と割当予定先との間の関係

EVO FUND

a. 割当予定先の概要	名称	EVO FUND （エボ ファンド）
	本店の所在地	c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9005 Cayman Islands
	国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。 なお、国内における連絡先は以下のとおりとなっております。 EVOLUTION JAPAN証券株式会社 東京都千代田区紀尾井町4番1号 代表取締役社長 ショーン・ローソン
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 マイケル・ラーチ 代表取締役 リチャード・チゾム
	資本金	払込資本金：1米ドル 純資産：約37.6百万米ドル
	事業の内容	ファンド運用 金融商品取引業
	主たる出資者及びその出資比率	払込資本金：マイケル・ラーチ 約50% EVOLUTION JAPAN株式会社 約50% （上記合計は100%であり、EVOLUTION JAPAN株式会社の最終受益者はマイケル・ラーチ100%です。） 純資産：自己資本 100%

b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	当社が保有する割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有する当社株式の数	当社はEVO FUNDに対して、2020年1月17日に第6回新株予約権付社債、第8回新株予約権及び第9回新株予約権を発行し、2020年3月6日、2020年3月25日及び2020年4月13日に新株式を発行しております。
	人事関係		該当事項はありません。
	資金関係		当社は、EVO FUNDに対し、500,000,000円の債務を負っております。
	技術又は取引等関係		該当事項はありません。

オーエス・ホールディング

a. 割当予定先の概要	名称		オーエス・ホールディング株式会社
	本店の所在地		東京都港区港南四丁目1番10号リバーージュ品川1203号
	代表者の役職及び氏名		代表取締役社長 大脳 直人
	資本金		90百万円
	事業の内容		株式、社債、その他企業への投資業
	主たる出資者及びその出資比率		割当予定先都合により非開示
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	当社が保有する割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有する当社株式の数	0株（2020年4月30日現在） 2019年12月26日付株券貸借契約により EVO FUNDに対して17,258,000株を貸付中
	人事関係		該当事項はありません。
	資金関係		当社はオーエス・ホールディングに対し、2019年9月30日付極度方式金銭消費貸借契約書による361,000,000円の債務を負っております。
	技術又は取引等関係		該当事項はありません。

（注） オーエス・ホールディングに関する主たる出資者及びその出資比率の情報については、当社からオーエス・ホールディングに対して確認いたしましたが、開示の同意が得られていないため、記載していません。なお、オーエス・ホールディングが開示の同意を行わない理由につきましては、オーエス・ホールディングから、オーエス・ホールディングが個人の資金を運用して投資業を行う投資会社であることから、主たる出資者及びその出資比率の情報は極めて守秘性の高い情報であるためと聞いております。

冠旭国際科技有限公司 (Grandsun International Technology Co., Limited)

a . 割当予定 先の概要	名称	冠旭国際科技有限公司 (Grandsun International Technology Co., Limited)	
	本店の所在地	香港湾仔港湾道6-8号瑞安中心33楼3306-12室 (UNITS 3306-12 33/F SHUI ON CENTRE NOS. 6-8 HARBOUR ROAD WANCHAI HONG KONG)	
	国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。 なお、国内における連絡先は以下のとおりとなっております。 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 弁護士 三部 裕幸 〒100-0011 東京都千代田区内幸町二丁目2番2号 富国生命ビル 03-5501-2276	
	代表者の役職及び氏名	董事 吳 海全	
	資本金	3 百万USドル	
	事業の内容	株式、社債、その他企業への投資業	
	主たる出資者及びその出資比率	Shenzhen Grandsun Electronic Co.,Ltd. 100%	
b . 提出者と 割当予定 先との間 の関係	出資関係	当社が保有する割当予定先の株式の数	親会社のShenzhen Grandsun Electronic Co., Ltd.の株式0.642%を間接的に保有しております。
		割当予定先が保有する当社株式の数	該当事項はありません。
	人事関係		該当事項はありません。
	資金関係		該当事項はありません。
	技術又は取引等関係		子会社のPHICOUSTIC SYSTEMS (HK) LIMITEDに対するヘッドホンの開発及び製造の委託

Ampacs Corporation

a . 割当予定 先の概要	名称	Ampacs Corporation	
	本店の所在地	3F., No.19-3, Sanchong Rd., Nangang Dist.,Taipei City 115601, TAIWAN	
	国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。 なお、国内における連絡先は以下のとおりとなっております。 隼あすか法律事務所 弁護士 坂下良治 〒100-6004 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 霞が関ビル4階 03-3595-7070	
	代表者の役職及び氏名	CEO 黃 常青	
	資本金	1,048百万新台幣ドル	
	事業の内容	電子機械製造販売	
	主たる出資者及びその出資比率	黃 常青 24.62%	
b . 提出者と 割当予定 先との間 の関係	出資関係	当社が保有する割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有する当社株式の数	該当事項はありません。
	人事関係		該当事項はありません。
	資金関係		該当事項はありません。
	技術又は取引等関係		ゲーミングヘッドホンを含むヘッドホンの開発及び製造の委託

英研智能移動股份有限公司（AlMobile Co.,Ltd）

a. 割当予定先の概要	名称	英研智能移動股份有限公司（AlMobile Co.,Ltd）	
	本店の所在地	6F NO.166.SEC.4.CHENGDE RD.,SHILIN DIST.,TAIPEI CITY 11167,TAIWAN	
	国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。 なお、国内における連絡先は以下のとおりとなっております。 インベンテックジャパン株式会社 105-0004 東京都港区新橋二丁目20番15号 新橋駅前ビル1号館7階 マネージャー 胡嘉峰 03-3573-4430	
	代表者の役職及び氏名	President 張 國彬	
	資本金	400百万新台幣ドル	
	事業の内容	電子機械製造販売	
	主たる出資者及びその出資比率	Inventec Corporation 55% Advantech Co.,Ltd. 45%	
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有する割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有する当社株式の数	該当事項はありません。
	人事関係		該当事項はありません。
	資金関係		該当事項はありません。
	技術又は取引等関係		タブレットの開発の委託をしております（2018年度）。親会社のInventec Corporationに対し電子機器の開発及び製造を委託しております。

(2) 割当予定先の選定理由

当社グループの主力事業をとりまく外部環境及び市場は、ここ数年で激変しており、もはや独自技術に頼った自社生産・自社販売という従来の製造業の経営活動のみでは、変化と競争の激しい世界市場では生き残ることが困難となってきております。

2019年5月には、市場の縮小傾向が継続するホームAV事業に関して、グローバル規模で再編し、オンキョーブランドの価値向上及び競争力を強化するべく、DENON/Marantz/Polk Audio等のオーディオブランドを持つSound United LLCのグループにこれを対価約8,175百万円にて譲渡することを決議いたしました（以下、当該譲渡を「本事業譲渡」といいます。）。当社は、本事業譲渡を早急かつ確実に進めることで当社グループの事業環境を改善し、ブランドライセンスによる安定的な収入を得るとともに、今後当社の主軸事業となるOEM（Original Equipment Manufacturing：相手先ブランド製造）事業とDL（Digital Life：モバイル機器を中心とした事業）事業を強化することが、業績改善及び企業価値向上のために重要であると認識しておりました。

しかしながら、本事業譲渡において必要な手続きは完了したものの、関連する全ての契約の締結、資金調達の確保、その他の必要な承認等様々な条件を満たすことが両当事者において難航し、本事業譲渡に係る譲渡契約の有効期限である2019年11月30日までに本事業譲渡が完了する目途が立たないこと、また、そのような状況の中、譲渡契約に今後も互いに拘束されるのは得策ではないと判断したことから、譲渡契約を終了し本事業譲渡を中止するにいたしました。本事業譲渡の中止により、営業債務の支払い遅延の状況は改善することができず、一部取引先からの支払い遅延についての了承を得ることができていないため、生産の縮小及び停止をせざるを得ない状況となっております。

本事業譲渡の完了に遅れが生じてきた2019年8月には、営業債務の早急な支払いを目的に、株式会社SBI証券（本店所在地：東京都港区六本木一丁目6番1号 代表取締役社長：高村 正人）に対する第三者割当による第7回新株予約権の発行を決議し、2019年9月9日以降、第7回新株予約権の行使が順次行われ、約1,300百万円の資金調達を行いました。2019年11月末時点で依然として6,162百万円の営業債務の支払い遅延が存在している状況でした。

このような状況に鑑みて、2019年11月にホームAV事業に関わる国内従業員の約30%に相当する100人規模の人員削減及び役職ポスト数の見直しによる組織のスリム化により2020年3月期第4四半期から年間約1,000百万円の固定費の削減、さらにモデル削減や2021年3月期以降の開発費の削減で年間約750百万円の損益改善、拠点集約による固定費の削減を行うことで販売管理費の削減を目的とした合理化策を策定し実行に移しております。

但し、これらの合理化策による費用の削減効果や下記で詳述する資産を有効活用した資金調達は相応の時間を要することから、直近の営業債務の支払い状況を改善するために、当社は、EVOLUTION JAPANアセットマネジメント株式会社から、2019年12月25日付で総額500百万円の借入（以下「本当初借入」といいます。）を行うとともに、2019年12月27日付「第三者割当による新株式、第6回新株予約権付社債（転換価額修正条項付）及び第8回新株予約権（行使価額修正条項付）並びに第9回新株予約権の発行並びに無担保ローン契約締結に関するお知らせ」に記載のとおり、EVO FUNDを割当予定先とする新株式（以下「前回発行株式」といいます。）、第6回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といいます。）、第8回新株予約権及び第9回新株予約権の発行（以下、総称して「本新株予約権」といいます。）、EVO FUNDとの間における、前回発行株式の発行に関する株式発行基本契約の締結並びに本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行に関する買取契約の締結、並びにEVOLUTION JAPANアセットマネジメント株式会社との間で無担保ローン・ファシリティ契約（以下「本借入契約」といいます。）の締結を、2019年12月27日付で決議いたしました。2020年1月17日以降、第8回新株予約権の行使並びに本新株予約権付社債の転換及び前回発行株式の発行が順次行われ、2020年4月30日時点で総額約1,636百万円の調達完了しております（なお、本日公表しております「第8回新株予約権の取得並びに消却に関するお知らせ及び第8回新株予約権及び第9回新株予約権の調達する資金の具体的な使途、資金の額、支出予定時期の変更にに関するお知らせ」に記載のとおり、第8回新株予約権につきましては、残存する新株予約権の全部を取得及び消却することを2020年5月20日付で決議しておりますので、以下の表のとおり、前回発行株式、本新株予約権付社債及び本新株予約権による調達資金の具体的な使途について変更をいたします。）。

<変更前の調達する資金の具体的な使途>

具体的な使途	資金調達方法	金額（百万円）	支出予定時期
遅延している営業債務の支払い	本新株予約権付社債	500	2020年1月
	前回発行株式	756	2020年3月～2020年4月
	第8回新株予約権	3,000	2020年4月～2020年9月
通常の営業債務の支払い	第8回新株予約権	1,204	2020年3月～2022年1月
	第9回新株予約権	903	2021年4月～2023年1月
借入金の弁済 1	第9回新株予約権	500	2020年4月～2022年1月

<変更後の調達する資金の具体的な使途>

具体的な使途	資金調達方法	金額（百万円）	支出予定時期
遅延している営業債務の支払い	本新株予約権付社債	500	2020年1月
	前回発行株式	756	2020年3月～2020年4月
	第8回新株予約権	428	2020年3月～2020年6月
	第9回新株予約権	770	2020年6月～2020年8月
通常の営業債務の支払い	第8回新株予約権	75	2020年3月
	第9回新株予約権	-	-
借入金の弁済 1	第9回新株予約権	500	2020年4月～2022年1月

（注1） 調達資金は、 、 、 の順に優先的に充当する予定です。

（注2） 変更箇所は下線で示しています。

- 1 本有価証券届出書提出日現在の計画では本借入契約に基づく借入金500百万円の弁済を第9回新株予約権の行使により調達した金額で行う予定です。

しかしながら、2020年1月頃に発生した中国湖北省を中心とした新型コロナウイルスの蔓延によって、世界的な株式市場の低迷が発生したことにより、株式市場での当社株価も影響を受け、本新株予約権の下限行使価額を下回る株価水準が続き、行使が進まない状況となっております。

その結果、当初予定しておりました遅延している営業債務への資金充当も十分に行えず、2020年3月末時点で取引先に対する営業債務の支払い遅延は約6,500百万円存在する状況となりました。

当社としては、ホームAV事業を譲渡する方針は従前より変わりなく、現在、複数の候補先と詳細な協議に入っており、2021年3月期上半期における譲渡合意の締結をし、この対価をもって支払い遅延を大きく解消させることを目指しております。また、当社の持分法適用関連会社であるS&O ELECTRONICS (MALAYSIA) SDN.BHD.（住所：マレーシア ケダ州）について当社グループが保有する株式の売却に向けた他社との間の具体的な協議や、所有する土地、建物といった固定資産の売却についても候補先を検討する等、資産を有効活用した資金調達も行うべく取り組んでおり、本新株予約権の行使が想定を下回る状況においても、営業債務の支払い遅延の解消のため、最大限の努力を継続しております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大により、インド及びマレーシアにある当社グループの各工場は、政府及び地方自治体の要請に基づき、稼働を停止しており、また、欧米等、海外の販売代理店でも、ほぼ全ての拠点

で在宅勤務を余儀なくされております。在庫として保有している商品の販売店への出荷は継続しておりますが、多くの販売店が閉鎖されているため、販売活動は限定的な状況となっており、経常収入も減少し、資金繰りは大変厳しい状況を強いられております。

当社グループは上記のとおり、取引先に対する営業債務の支払い遅延が2020年3月末時点で約6,500百万円存在しております。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当初、2019年12月27日付で公表した資金調達により調達した資金を用いて、支払いが遅延していた営業債務を履行する予定である旨を取引先に伝え、遅延に対する理解を得るべく説明をまいりました。

しかしながら、元々の運転資金の不足、債権回収の遅延が発生していることに加え、当社事業をとりまく外部環境及び市場の変化は激しく、それに伴う、構造改革や合理化策を実施してもなお業績が改善できていない状況、さらには、2020年以降の世界規模の新型コロナウイルスの感染拡大によって、世界的な株式市場の低迷が発生したことによる行使価額の低下により、これまでに約1,636百万円の調達のみに留まっている状況であり、当初の予定どおり営業債務の解消を行うことができていないのが現状であります。また、EVOLUTION JAPANアセットマネジメント株式会社からの本当初借入500百万円の弁済期日及びオーエス・ホールディング株式会社（東京都港区、代表取締役：大脇直人）からの借入金361百万円の弁済期日が差し迫っている一方、経常収入も減少し、さらに資金が不足する事態となっております。

そこでまず、当初行使価額（28円）と実勢価額が著しく乖離している第8回新株予約権1,240,000個を、2020年5月20日付「第8回新株予約権の取得並びに消却に関するお知らせ及び第8回新株予約権及び第9回新株予約権の調達する資金の具体的な使途、資金の額、支出予定時期の変更に関するお知らせ」に記載のとおり、取得及び消却することを決議いたしました。この取得及び消却により、第8回新株予約権の行使により想定された希薄化は生じない見込みとなりました。なお、第9回新株予約権500,000個につきましては、当社における資金の必要性は引き続き存在している上、行使期間が2023年までと長期であることから、取得及び消却の対象とはしておりません。

その上で、現在、返済の目途が立っていない貸付金債権と、期日が到来し支払いが遅延している営業債務の一部に対応する金銭債権について、割当予定先に現物出資してもらい株式を発行することとしました。この中には、支払いが遅延している、当社の100%子会社であるオンキヨー＆パイオニア株式会社の営業債務も含まれており、その債務を当社が引き受けて現物出資による新株発行を行います。これは、当社グループとしての営業債務の支払い遅延の大きさから継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在している状況の下で、グループ全体で支払い遅延している債務の減少が不可欠であることによるものです。

これにより、861百万円の有利子負債及び約700百万円の営業債務が圧縮されるとともに、資本が増強され、貸付金返済のための資金負担がなくなり、当社グループの支払い遅延の債務額も減少することとなります。そのため、本第三者割当によって希薄化を発生させることになるとはいえ、財務内容の改善を行い、かつ、支払い遅延の解消を含む営業債務の支払いに資金を集中的に充当していくことが、事業継続における最優先事項であり、最終的には既存株主様の利益を守ることにつながるものであると考えております。

なお、2020年3月期通期決算に関しては、2020年4月28日付「2020年3月期通期決算発表の延期及び新型コロナウイルス感染拡大の影響について」に記載のとおり、新型コロナウイルス感染拡大の影響により世界各地で行われているロックダウンの影響を受け、インドやマレーシア等の海外連結子会社での決算、監査手続きに遅れが生じており、決算の作業が進まないことから、決算の内容及びその発表の時期も目途が立たず、本第三者割当の払込期日（2020年6月5日）までに確定することが極めて難しい状況となっております。2020年3月期通期決算情報は、例年どおりであればすでに開示されているはずであり、当該情報が投資判断に際し重要な情報であることを踏まえると、当該情報が投資家に提供されたうえでエクイティ・ファイナンスを実施するのが望ましいと考えておりますが、上記のとおり新型コロナウイルス感染拡大の影響により、2020年3月期通期決算確定の作業が進んでおらず、その確定時期の目処が立っていない中、決算の作業の完了を待っていたのでは、資金が不足する中で貸付金債務の返済期日が到来することになり、当社の事業運営に大きな支障が生じることとなりかねないことから、このたびの決議に踏み切る決断をいたしました。なお、本日現在、当社は、決算の内容及び上記の影響によりなお不透明であり、公表されていない事実又は事態であって、かつ、それらが公表された場合、発行会社の株価に重大な影響を及ぼすおそれのある事実又は事態は関知していませんが、払込期日までに決算の作業の過程やその他の事情によりかかる事実又は事態の発生を関知した場合には、直ちに公表するとともに本第三者割当を中止いたします。

当社は、Evolution Technology, Media and Telecommunications Fundに対して、2016年12月に第3回無担保転換社債型新株予約権付社債6億円、2017年3月に第4回無担保転換社債型新株予約権付社債10億円、2017年7月に第1回無担保社債（私募債）10億円、2017年8月に第3回新株予約権（当初行使価額での行使を前提とした資金調達額約27億円）をそれぞれ発行しており、2016年12月に発行された第3回無担保転換社債型新株予約権付社債については2017年2月22日に、2017年8月に発行された第3回新株予約権については2017年9月12日に、その全ての転換及び行使が完了しております。その後、2017年10月に第5回無担保転換社債型新株予約権付社債と第4回新株予約権を発行したものの、どちらも未行使の状況が続いていたため、第5回無担保転換社債型新株予約権付社債については2019年3月15日付にて、第4回新株予約権については2018年8月6日付にて当社が取得後ただちに消却を行いました。また、2019年3月に第5回新株予約権及び第6回新株予約権を発行し、うち第6回新株予約権について

は2019年8月22日に行使が完了しております。また、2020年1月には、本新株予約権付社債並びに第8回新株予約権及び第9回新株予約権を発行し、2020年3月から4月にかけて、3回の新株式の発行を行いました。本新株予約権付社債については、2020年3月にその全ての転換が完了しておりますが、第8回新株予約権及び第9回新株予約権については、その行使価額を下回って当社株価が推移しており、第8回新株予約権については2020年5月20日付の当社取締役会において残存する新株予約権の全てを当社が取得する旨を決定し、2020年6月4日に取得予定です。当社は、このような現在の当社の財務体質の改善の為に、新たな手段をとる必要があると判断し、アレンジャーであるEVOLUTION JAPAN証券株式会社に相談した結果、既存の債権を払込対価とした本新株式発行の提案を受けました。当社内での協議・比較検討の結果、本新株式発行が、短期間かつ高い蓋然性をもって財務体質の改善を可能とするため、有効な調達手段であると判断いたしました。また、前述のメリット・デメリットを勘案の上、EVO FUNDと協議した結果、2019年12月25日付LOAN AGREEMENTに基づく貸付金債権について、EVOLUTION JAPANアセットマネジメント株式会社からEVO FUNDが取得し、当該譲受債権の現物出資での引受意向をいただいたため、本新株式の割当予定先としてEVO FUNDを選定いたしました。

また、アレンジャーから上記の提案を受けた際に、当社の大株主であるオーエス・ホールディング株式会社にも相談をしたところ、オーエス・ホールディング株式会社の当社に対する2019年9月30日付極度方式金銭消費貸借契約書に基づく貸付金債権の現物出資での引受意向をいただいたため、追加で割当先として選定いたしました。

さらに、債務の支払いに遅延が生じている当社グループの大口の債権者にも提案内容を示し、相談をしたところ、冠旭国際科技有限公司（Grandsun International Technology Co., Limited）、Ampacs Corporation及び英研智能移動股份有限公司（AIMobile Co., Ltd）から引受の意向を頂いたため、追加で割当先として選定いたしました。冠旭国際科技有限公司（Grandsun International Technology Co., Limited）、Ampacs Corporation及び英研智能移動股份有限公司（AIMobile Co., Ltd）については、当社のみならず、当社100%子会社であるオンキヨー＆パイオニア株式会社に対する債務も有していますが、それらについては当社が当該債務を引き受けて現物出資による新株発行を行うこととなります。

（注） 本新株式に係る割当は、日本証券業協会会員であるEVOLUTION JAPAN証券株式会社の斡旋を受けて行われるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」（自主規制規則）の適用を受けて募集が行われるものです。

また、当社は、下記（本第三者割当の特徴）に記載の〔メリット〕及び〔デメリット〕並びに〔他の資金調達方法との比較〕に記載のとおり検討した結果、本第三者割当が、上記に記載の当社グループの財務状況の改善を充たす現時点における最良の選択であると判断いたしました。なお、既存株主の皆様に対する本新株式発行にかかる影響につきましては、希薄化の規模が大きいことから相当の影響があるものと考えられるものの、本第三者割当による発行数量及び希薄化の規模は当社事業の存続を図る上で避けることのできないものと判断しており、株主の皆様のご理解が得られるものと考えております。

（本第三者割当の特徴）

〔メリット〕

資本の増強及び財務内容の改善

当社はD E Sにより1,562,613,391円の債務が削減され、同額の株式発行により資本が増強されます。D E Sにより当該債務の利息負担を回避でき、財務内容の改善等を通じて当社株主の利益に資するものと考えております。

〔デメリット〕

資金の調達がない

本新株式の発行は、割当予定先が当社に対して有する金銭債権の現物出資によるものであるため、手取額はありません。

大規模な希薄化

本第三者割当により発行される予定の当社普通株式数は、151,709,800株、（議決権ベースで1,517,098個）であり、2020年3月31日現在の当社発行済株式総数274,331,671株（議決権の個数2,736,785個）に対する割合は、55.30%（議決権ベースで55.43%）と大幅な希薄化を伴います。

〔他の資金調達方法との比較〕

当社は、この度の資金調達に際して、当社の目的を達成する方法として、金融機関からの借入れ、公募増資、第三者割当、ライツ・オフアリング、社債発行等の資金調達方法を検討いたしましたが、いずれも実現性は少ないものと考えられます。

金融機関からの借入れ

金融機関からの借入れについては、調達資金額が全額負債となるため、財務の健全性が低下することから、当社の目的に沿わないものと考えております。

公募増資

公募増資による新株発行は、資金調達が一度に可能になるものの、株式の需給状況も直ちに悪化するため、株価に対する直接的な影響が大きいこと、今回の資金調達額等を勘案すると公募増資を引き受ける証券会社が現実的に存在するかが不確定であり、仮にそのような証券会社が存在する場合でも引受審査に相当の時間を要するとともに引受手数料等のコストが増大するおそれもあると考えられることから、資金調達方法の候補からは除外いたしました。

ライツ・オフアリング

新株予約権の無償割当てによる増資であるライツ・オフアリングについては、既存株主における希薄化の影響を限定できるメリットはあるものの、当社の状況等を勘案すると特にコミットメント型ライツ・オフアリングの場合には、引き受ける証券会社が現実的に存在するかが不確定であり、仮にそのような証券会社が存在する場合でも引受審査に相当の時間を要するとともに引受手数料等のコストが増大するおそれもあると考えられることから、資金調達方法の候補からは除外いたしました。

社債

社債による資金調達は、一時に資金を調達できる反面、調達金額が負債となるため財務の健全性が低下することから、当社の目的に沿わないものと考えております。

(3) 割当てようとする株式の数

本新株式 151,709,800株（EVO FUNDに対し48,543,600株、オーエス・ホールディングに対し35,048,500株、冠旭国際科技有限公司（Grandsun International Technology Co., Limited）に対し44,474,900株、Ampacs Corporationに対し18,403,500株、英研智能移動股份有限公司（AiMobile Co.,Ltd）に対し5,239,300株をそれぞれ割り当てる。）

(4) 株券等の保有方針

EVO FUND

EVO FUNDの保有方針に関しましては、純投資とのことであり、本新株式について、その時期の株価、出来高や財務状況次第で売却に関する判断をするため、一定期間株式を保有する可能性も排除できないことから保有株式数や保有割合に制限は設けない予定です。EVO FUNDの代表者であるマイケル・ラーチ氏から、当社大株代表取締役に対して口頭にて、基本的には、当社の財務状況に応じた資金調達手法を提案すること等を通じて企業価値向上を支援しながら、株価の動向次第で、保有株式の売却等を検討する方針であると伺っております。

なお、株式の一部を売却する場合には、可能な限り市場動向に配慮しながら取得した当社株式を売却する旨表明いただいております。

オーエス・ホールディング

オーエス・ホールディングの保有方針に関しましては、基本的には、同社の幅広い交流関係における取引先斡旋、資金繰り等の相談等により当社の企業価値向上を支援しながら、長期保有を視野にいれていると方針を伺っております。また、議決権の行使に関しましては、保有株式数や保有割合に関係なく、当社の企業価値向上を支援いただく方針であると当社経営企画役員林取締役が大肚直人氏から伺っております。

なお、株式の一部を売却する場合には、可能な限り市場動向に配慮しながら取得した当社株式を売却する旨表明いただいております。

冠旭国際科技有限公司 (Grandsun International Technology Co., Limited)

冠旭国際科技有限公司 (Grandsun International Technology Co., Limited) の保有方針に関しましては、当社との間で継続保有に関する保有方針に関して、特段の取決めをしておりませんが、経営権の獲得や支配株主となることを目的とせず債権の回収を目的としており、株式の一部を売却する場合には、可能な限り市場動向に配慮しながら取得した当社株式を売却する旨表明いただいております。

Ampacs Corporation

Ampacs Corporationの保有方針に関しましては、当社との間で継続保有に関する保有方針に関して、特段の取決めをしておりませんが、経営権の獲得や支配株主となることを目的とせず債権の回収を目的としており、株式の一部を売却する場合には、可能な限り市場動向に配慮しながら取得した当社株式を売却する旨表明いただいております。

英研智能移動股份有限公司 (AIMobile Co., Ltd)

英研智能移動股份有限公司 (AIMobile Co., Ltd) の保有方針に関しましては、当社との間で継続保有に関する保有方針に関して、特段の取決めをしておりませんが、経営権の獲得や支配株主となることを目的とせず債権の回収を目的としており、株式の一部を売却する場合には、可能な限り市場動向に配慮しながら取得した当社株式を売却する旨表明いただいております。

また、当社は、各割当予定先から、割当予定先が払込期日から2年以内に本第三者割当により発行される本新株式の全部若しくは一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

(5) 払込みに要する資金等の状況

本第三者割当は、D E Sの手法を採用するため、割当予定先からの払込みについては、全額当社に対する金銭以外の財産の現物出資の方法によるものであり、金銭による払込みは行われません。なお、現物出資の目的となる財産は、割当予定先がEVO FUND及びオーエス・ホールディングである金銭債権については当社に対して有する金銭債権であることから、当社におきましても当該財産（当社の債務）の実在性及びその残高につき、当社の会計帳簿により確認し、割当予定先が冠旭国際科技有限公司 (Grandsun International Technology Co., Limited)、Ampacs Corporation及び英研智能移動股份有限公司 (AIMobile Co., Ltd) である金銭債権については当社におきましても当該財産（当社の債務）の実在性及びその残高につき、当社及び当初債務者であるオンキヨー・パイオニア株式会社の会計帳簿により確認しました。また、当該金銭債権のうち割当予定先が当初債権者から譲渡を受けたものについては、各債権の当初債権者から現債権者までの債権譲渡の発生原因及び対抗要件につき、譲渡契約を確認し、確定日付のある譲渡承諾書を提出することなどによって確認を行っております。

なお、現物出資の目的となる財産については、会社法上、原則として検査役若しくは弁護士、公認会計士又は税理士等による調査が義務付けられておりますが、現物出資の目的となる財産が増資を行う会社に対する金銭債権である場合については、会計帳簿によりその実在性が確認でき、帳簿残高の範囲内である場合には、検査役又は専門家による調査を要しないこととされております（会社法第207条第9項第5号）。但し、同号が適用される金銭債権は、弁済期が到来しているものに限られるため、現物出資の対象となるEVO FUNDが当社に対して有する貸付金債権残高500,000,000円に相当する債権の弁済期を、払込期日（2020年6月5日）において本第三者割当を実施する時点とすることを合意しております。このため、本第三者割当における金銭債権の現物出資につき、検査役又は専門家による調査は行いません。

(6) 割当予定先の実態

EVO FUND

当社は、EVOLUTION JAPAN証券株式会社により紹介された割当予定先であるEVO FUND並びに直接及び間接の持分を合算してその100%を出資しており、かつ役員であるマイケル・ラーチ氏及びEVO FUNDの役員であるリチャード・チゾム氏について反社会的勢力等と何らかの関係を有していないか、過去の新聞記事やWEB等のメディア掲載情報の検索により確認いたしました。また、EVO FUNDからは、反社会的勢力との間において一切の関係がない旨の誓約書の写しの提出を受けております（原本は追って受領予定）。

さらに慎重を期すため、企業調査、信用調査を始めとする各種調査を専門とする第三者調査機関である株式会社セキュリティー&リサーチ（東京都港区赤坂二丁目8番11号4階、代表取締役 羽田寿次）にEVO FUND並びに直接及び間接の持分を合算してその100%を出資しており、かつ役員であるマイケル・ラーチ氏及びEVO FUNDの役員であるリチャード・チゾム氏について調査を依頼しました。そして、同社の保有するデータベースとの照合等による調査を行った結果、現時点において、EVO FUND、その出資者及び役員に関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領いたしました。

以上から総合的に判断し、当社はEVO FUND、その出資者及び役員については、反社会的勢力との関係がないものと判断し、反社会的勢力と関わりがないことの確認書を東京証券取引所に提出しております。

オーエス・ホールディング

当社は、オーエス・ホールディングの代表取締役社長である大肚直人氏について反社会的勢力等と何らかの関係の有していないか、過去の新聞記事やWEB等のメディア掲載情報の検索により確認いたしました。また、オーエス・ホールディングからは、反社会的勢力との間において一切の関係がない旨の誓約書の写しの提出を受けております（原本は追って受領予定）。

さらに慎重を期すため、企業調査、信用調査を始めとする各種調査を専門とする第三者調査機関である株式会社セキュリティ＆リサーチにオーエス・ホールディング及びその役員である大肚直人氏について調査を依頼しました。そして、同社の保有するデータベースとの照合等による調査を行った結果、現時点において、オーエス・ホールディング、その出資者及び役員に関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領いたしました。

以上から総合的に判断し、当社はオーエス・ホールディング、その出資者及び役員については、反社会的勢力との関係がないものと判断し、反社会的勢力と関わりがないことの確認書を東京証券取引所に提出しております。

冠旭国際科技有限公司（Grandsun International Technology Co., Limited）

当社は、冠旭国際科技有限公司（Grandsun International Technology Co., Limited）の董事である呉海全氏について反社会的勢力等と何らかの関係の有していないか、過去の新聞記事やWEB等のメディア掲載情報の検索により確認いたしました。また、冠旭国際科技有限公司（Grandsun International Technology Co., Limited）からは、反社会的勢力との間において一切の関係がない旨の誓約書の写しの提出を受けております（原本は追って受領予定）。

さらに慎重を期すため、企業調査、信用調査を始めとする各種調査を専門とする第三者調査機関である株式会社セキュリティ＆リサーチに冠旭国際科技有限公司（Grandsun International Technology Co., Limited）及びその役員である呉海全氏他について調査を依頼しました。そして、同社の保有するデータベースとの照合等による調査を行った結果、現時点において、冠旭国際科技有限公司（Grandsun International Technology Co., Limited）、その出資者及び役員に関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領いたしました。

以上から総合的に判断し、当社は冠旭国際科技有限公司（Grandsun International Technology Co., Limited）、その出資者及び役員については、反社会的勢力との関係がないものと判断し、反社会的勢力と関わりがないことの確認書を東京証券取引所に提出しております。

Ampacs Corporation

当社は、Ampacs CorporationのCEOである黄常青氏について反社会的勢力等と何らかの関係の有していないか、過去の新聞記事やWEB等のメディア掲載情報の検索により確認いたしました。また、Ampacs Corporationからは、反社会的勢力との間において一切の関係がない旨の誓約書の写しの提出を受けております（原本は追って受領予定）。

さらに慎重を期すため、企業調査、信用調査を始めとする各種調査を専門とする第三者調査機関である株式会社セキュリティ＆リサーチにAmpacs Corporation及びその役員である黄常青氏他について調査を依頼しました。そして、同社の保有するデータベースとの照合等による調査を行った結果、現時点において、Ampacs Corporation、その出資者及び役員に関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領いたしました。

以上から総合的に判断し、当社はAmpacs Corporation、その出資者及び役員については、反社会的勢力との関係がないものと判断し、反社会的勢力と関わりがないことの確認書を東京証券取引所に提出しております。

英研智能移動股份有限公司（AIMobile Co.,Ltd）

当社は、英研智能移動股份有限公司（AIMobile Co.,Ltd）のPresidentである張國彬氏について反社会的勢力等と何らかの関係の有していないか、過去の新聞記事やWEB等のメディア掲載情報の検索により確認いたしました。また、英研智能移動股份有限公司（AIMobile Co.,Ltd）からは、反社会的勢力との間において一切の関係がない旨の誓約書の写しの提出を受けております（原本は追って受領予定）。

さらに慎重を期すため、企業調査、信用調査を始めとする各種調査を専門とする第三者調査機関である株式会社セキュリティ＆リサーチに英研智能移動股份有限公司（AIMobile Co.,Ltd）及びその役員である張國彬氏他について調査を依頼しました。そして、同社の保有するデータベースとの照合等による調査を行った結果、現時点において、英研智能移動股份有限公司（AIMobile Co.,Ltd）、その出資者及び役員に関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領いたしました。

以上から総合的に判断し、当社は英研智能移動股份有限公司（AlMobile Co., Ltd）、その出資者及び役員については、反社会的勢力との関係がないものと判断し、反社会的勢力と関わりがないことの確認書を東京証券取引所に提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

本新株式には譲渡制限は付されていません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

本新株式の発行価額につきましては、本新株式の割当予定先との協議により、本第三者割当に係る取締役会決議日（以下「本取締役会決議日」といいます。）の直前50取引日間（2020年3月4日から2020年5月19日まで）の東京証券取引所「JASDAQスタンダード市場」における当社株式の終値（以下「終値」といいます。）の平均値（小数第3位を四捨五入）である11.34円を基準とし、当該金額に対し10%のディスカウントをした10.3円とすることといたしました。

当該発行価額は、本取締役会決議日の直前営業日である2020年5月19日の終値16円に対しては、35.63%のディスカウント、本取締役会決議日の直前1ヶ月間（2020年4月20日から2020年5月19日まで）の終値の平均値である12.78円（小数第3位を四捨五入）に対しては19.41%のディスカウント、同直前3ヶ月間（2020年2月20日から2020年5月19日まで）の終値の平均値である12.09円（小数第3位を四捨五入）に対しては14.81%のディスカウント、同直前6ヶ月間（2019年11月20日から2020年5月19日まで）の終値の平均値である20.39円（小数第3位を四捨五入）に対しては49.49%のディスカウントとなります。

当該発行価額に関する割当予定先との協議に際しては、割当予定先より、当社のおかれた事業環境及び業績動向や当社の株価推移を勘案し、本第三者割当における発行価額は、当社普通株式の一定期間における終値の平均値に対して一定のディスカウントが必要である旨の申出がありました。割当予定先より、本取締役会決議日の直前営業日の終値のみを基準とすることは適切ではなく、投機的な売買による影響を平準化するため当該期間の終値平均を基準価格とした一定のディスカウントが必要である旨の申出がありました。これに対し、当社は、当社内において当該発行条件による本第三者割当の実行について審議を重ねました。その結果、ここ約1週間における株価の上昇は、その理由の推測が困難であり、投機的な売買による影響を大きく受けているとの懸念は払拭できないことから、本取締役会決議日の直前営業日の終値ではなく一定期間の平均株価という平準化された値を採用することにより、恣意性や特殊要因による短期的な株価変動の影響を排除することに合理性があると判断しました。また、割当予定先との協議の結果、当該一定期間としては、当社が2019年12月に発行を決議し、2020年1月から2020年4月において新株式の発行及び新株予約権付社債と新株予約権の行使により発行された新株式による希薄化の影響が織り込まれたと考えられる、50取引日間の終値平均を採用することが適切であると判断いたしました。以上を踏まえ、50取引日間の終値平均から一定のディスカウントを行った当該発行価額による本第三者割当の実行には合理性があるものと判断し、上記発行価額にて本第三者割当を実施することといたしました。なお、当該発行価額は、払込金額を原則として取締役会決議の直前日の価額に0.9を乗じた額以上の価額であることとしつつ、直前日までの価額又は売買高の状況等を勘案し、当該決議の日から払込金額を決定するために適当な期間（最長6ヶ月）をさかのぼった日から当該決議の直前日までの間の平均の価額に0.9を乗じた額以上の価額とすることができるものとする日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠したものであることから、当社としては、10.3円という払込価額は、特に有利な金額には該当しないものと判断しております。

また、本第三者割当の決定に関する取締役会に出席した監査役3名（うち社外監査役2名）全員から、上記発行価額は、本取締役会決議日の直前営業日である2020年5月19日の終値16円に対しては35.63%のディスカウントとなるものの、当社株式の市場価格の動向等を踏まえ合理的といえる期間をさかのぼった期間における当社株式の価値を表す客観的な値である市場価格の終値平均を基準としていること、直前50取引日間の終値平均に対する10%のディスカウント率も上記記載の事情に照らすと不合理であるとはいえないと評価することができること及び日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠していることから、特に有利な金額には該当せず適法である旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本新株式の数は151,709,800株（議決権数1,517,098個）であり、2020年3月31日現在の当社発行済株式総数274,331,671株（議決権数2,736,785個）に対して55.30%（議決権55.43%）の希薄化が生じます。なお、本有価証券届出書提出日前6ヶ月以内に発行された当社普通株式60,000,000株（議決権600,000個）、全て転換済みである本新株予約権付社債により交付された株式数26,353,276株（議決権263,532個）、第8回新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数150,000,000株（議決権1,500,000個）及び第9回新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数50,000,000株（議決権500,000個）を合算した総株式数は438,063,076株（議決権数4,380,630個）であり、当該当社普通株式、本新株予約権付社債、第8回新株予約権及び第9回新株予約権の発行決議日である2019年12月27日時点の当社発行済株式総数189,869,995株（議決権数1,892,169個）（2019年12月27日時点における当社発行済株式総数及び議決権総数を正確に把握することは困難であるため、同時点の数値につきましては、2020年3月31日現在の各数値から、2019年12月27日以降2020年3月31日までの当社新株予約権等の行使による増加分を控除して算出しております。）に対して、230.72%（議決権総数に対し231.51%）の希薄化（小数第3位を四捨五入）が生じることとなります。なお、本日公表しております「第8回新株予約権の取得並びに消却に関するお知らせ及び第8回新株予約権及び第9回新株予約権の調達する資金の具体的な使途、資金の額、支出予定時期の変更に関するお知らせ」に記載のとおり、第8回新株予約権につきましては、残存する新株予約権の全部を2020年5月20日付で、1個当たり2.8円（発行価額と同額）にて取得及び消却することを決議しております。

上記のとおり、第8回新株予約権の残存する新株予約権の全部を取得及び消却するため、実際に発生し得る希薄化率としては、本第三者割当前6ヶ月以内に発行された当社普通株式60,000,000株（議決権600,000個）、全て転換済みである本新株予約権付社債により交付された株式数26,353,276株（議決権263,532個）、124,000,000株の未行使新株予約権を取得及び消却する第8回新株予約権により既に交付されている株式数26,000,000株（議決権260,000個）及び第9回新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数50,000,000株（議決権500,000個）を合算した総株式数は314,063,076株（議決権数3,140,630個）であり、当該当社普通株式、本新株予約権付社債、第8回新株予約権及び第9回新株予約権の発行決議日である2019年12月27日時点の当社発行済株式総数189,869,995株（議決権数1,892,169個）に対して、165.41%（議決権総数に対し165.98%）の希薄化（小数第3位を四捨五入）が生じることとなります。

しかしながら、当社といたしましては、前述しておりますとおり、本第三者割当により、負債の圧縮と資本の増強を同時に行い、財務内容を改善するとともに、貸付金返済の資金負担を減らし、支払い遅延の債務額も減少できることから、本第三者割当による発行数量及び希薄化の規模は当事業の存続を図る上で避けることのできないものと判断しており、株主の皆様のご理解が得られるものと考えております。

なお、本第三者割当の実施により、当社普通株式について25%以上の希薄化が生じることになります。このため、経営者から一定程度独立した者として、当社と利害関係のない社外有識者である弁護士鈴木健太郎氏（柴田・鈴木・中田法律事務所）並びに当社社外監査役である西浦孝充氏及び石本慎一氏の3名によって構成される第三者委員会（以下「本第三者委員会」といいます。）を設置し、本第三者割当に関して、その必要性及び相当性について慎重に審議いただき、本第三者割当の必要性及び相当性が認められるとの意見を受領の上、発行を決議しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

本第三者割当により発行される当社普通株式の数は151,709,800株（議決権数1,517,098個）であり、2020年3月31日現在の当社発行済株式総数274,331,671株（議決権数2,736,785個）に対して55.30%（議決権55.43%）の希薄化が生じます。なお、本有価証券届出書提出日前6ヶ月以内に発行された当社普通株式60,000,000株（議決権600,000個）、全て転換済みである本新株予約権付社債により交付された株式数26,353,276株（議決権263,532個）、第8回新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数150,000,000株（議決権1,500,000個）及び第9回新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数50,000,000株（議決権500,000個）を合算した総株式数は438,063,076株（議決権数4,380,630個）であり、当該当社普通株式、本新株予約権付社債、第8回新株予約権及び第9回新株予約権の発行決議日である2019年12月27日時点の当社発行済株式総数189,869,995株（議決権数1,892,169個）（2019年12月27日時点における当社発行済株式総数及び議決権総数を正確に把握することは困難であるため、同時点の数値につきましては、2020年3月31日現在の各数値から、2019年12月27日以降2020年3月31日までの当社新株予約権等の行使による増加分を控除して算出しております。）に対して、230.72%（議決権総数に対し231.51%）の希薄化（小数第3位を四捨五入）が生じることとなります。なお、本日公表しております「第8回新株予約権の取得並びに消却に関するお知らせ及び第8回新株予約権及び第9回新株予約権の調達する資金の具体的な使途、資金の額、支出予定時期の変更に関するお知らせ」に記載のとおり、第8回新株予約権につきましては、残存する新株予約権の全部を取得及び消却することを2020年5月20日付で決議しております。

上記のとおり、第8回新株予約権の残存する新株予約権の全部を取得及び消却するため、実際に発生し得る希薄化率としては、本第三者割当前6ヶ月以内に発行された当社普通株式60,000,000株（議決権600,000個）、全て転換済みである本新株予約権付社債により交付された株式数26,353,276株（議決権263,532個）、124,000,000株の未行使新株予約権を取得及び消却する第8回新株予約権により既に交付されている株式数26,000,000株（議決権260,000個）

及び第9回新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数50,000,000株（議決権500,000個）を合算した総株式数は314,063,076株（議決権数3,140,630個）であり、当該当社普通株式、本新株予約権付社債、第8回新株予約権及び第9回新株予約権の発行決議日である2019年12月27日時点の当社発行済株式総数189,869,995株（議決権数1,892,169個）に対して、165.41%（議決権総数に対し165.98%）の希薄化となり、25%以上の希薄化が生じます。そのため、本第三者割当は、大規模な第三者割当に該当いたします。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合 (%)	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
BNP PARIBAS LONDON BRANCH FOR PRIME BROKERAGE CLEARANCE ACC FOR THIRD PARTY	10 HAREWOOD AVENUE LONDON NW1 6AA	3,300,000	1.20	51,843,600	12.19
冠旭国際科技有限公司 (Grandsun International Technology Co., Limited)	香港湾仔港湾道6-8号瑞安中心33楼3306-12室 (UNITS 3306-12 33/F SHUI ON CENTRE NOS. 6-8 HARBOUR ROAD WANCHAI HONG KONG)	0	0	44,474,900	10.46
オーエス・ホールディング株式会社	東京都港区港南四丁目1番10号リバーージュ品川1203号	0	0	35,048,500	8.24
AMPACS CORPORATION	3F., No.19-3, Sanchong Rd., Nangang Dist., Taipei City 11501, TAIWAN	0	0	18,403,500	4.33
パイオニア株式会社	文京区本駒込2丁目28番8号	10,835,900	3.95	10,835,900	2.55
英研智能移動股份有限公司 (AIMobile Co.,Ltd)	NO.166.SEC.4.CHENGDE RD.,SHILIN DIST.,TAIPEI CITY 11167,TAIWAN	0	0	5,239,300	1.23
MORGAN STANLEY SMITH BARNEY LLC CLIENTS FULLY PAID SEG ACCOUNT	1585 BROADWAY NEW YORK, NY 10036 U.S.A	4,209,300	1.53	4,209,300	0.99
株式会社ライブスター証券	千代田区丸の内1丁目11番1号	3,125,900	1.14	3,125,900	0.73
シュレスタ マノジュ	兵庫県宝塚市	2,018,500	0.74	2,018,500	0.47
auカブコム証券株式会社	千代田区大手町1丁目3番2号 経団連会館6階	1,908,926	0.70	1,908,926	0.45
計	—	25,398,526	9.28	177,108,326	41.63

- (注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2020年3月31日現在の株主名簿上の株式数により作成しております。
2. 割当前の「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数第3位を四捨五入しております。
3. 割当予定先であるEVO FUNDへの割当株式数48,543,600株は、BNP PARIBAS LONDON BRANCH FOR PRIME BROKERAGE CLEARANCE ACC FOR THIRD PARTYに加算しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由

「1 割当予定先の状況 (2) 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、当社グループは、取引先に対する営業債務の支払い遅延が2020年3月末時点で約6,500百万円存在しております。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

このような中で、現在、返済の目途が立っていない貸付金債権と、期日が到来し支払いが遅延している営業債務の一部に対応する金銭債権について、割当予定先から現物出資を受け、その対価として株式を発行することとしました。この中には、支払いが遅延している、当社の100%子会社であるオンキヨー・パイオニア株式会社の営業債務も含まれており、その債務を当社が引き受けて現物出資による新株発行を行います。これは、当社グループとしての営業債務の支払い遅延の大きさから継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在している状況の下で、グループ全体で支払い遅延している債務の減少が不可欠であることによるものです。

これにより、861百万円の有利子負債及び約700百万円の営業債務が圧縮されるとともに、資本が増強され、貸付金返済のための資金負担及び支払い遅延の債務額が減少することとなります。そのため、当社は、その他の資金調達の方法についても検討いたしましたが、本第三者割当によって希薄化を発生させることになるとはいえ、財務内容の改善を行い、かつ、支払い遅延の解消を含む営業債務の支払いに資金を集中的に充当していくことが、事業継続における最優先事項であり、最終的には既存株主様の利益を守ることにつながるものであると判断しました。

(2) 大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

「第3 第三者割当の場合の特記事項 3 発行条件に関する事項 (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方」に記載のとおり、本新株式の発行により発生し得る希薄化率としては、2019年12月27日時点の当社発行済株式総数189,869,995株（議決権数1,892,169個）に対して、230.72%（議決権総数に対し231.51%）の希薄化（小数第3位を四捨五入）が生じることとなります。なお、上記に記載のとおり、第8回新株予約権の残存する新株予約権の全部を取得及び消却するため、実際に発生し得る希薄化率としては、2019年12月27日時点の当社発行済株式総数189,869,995株（議決権数1,892,169個）に対して、165.41%（議決権総数に対し165.98%）の希薄化となります。

しかしながら、当社といたしましては、前述しておりますとおり、当社グループの状況を踏まえた資金調達方法について検討するに際し、本第三者割当により、有利子負債の圧縮と資本の増強を同時に行うことで、経営課題解決に向けて前進できることから、本第三者割当による発行数量及び希薄化の規模は当社事業の存続を図る上で避けることのできないものと判断しており、最終的には株主の皆様の利益に資するものと考えております。

なお、本第三者割当の実施により、当社普通株式について25%以上の希薄化が生じることになりますので、「(3) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程」に記載のとおり、経営者から一定程度独立した者として、当社と利害関係のない社外有識者である弁護士鈴木健太郎氏（柴田・鈴木・中田法律事務所）並びに当社社外監査役である西浦孝充氏及び石本愼一氏の3名によって構成される第三者委員会（以下「本第三者委員会」といいます。）を設置し、本第三者割当に関して、その必要性及び相当性について慎重に審議いただき、本第三者割当の必要性及び相当性が認められるとの意見を受領の上、発行を決議しております。

(3) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

本第三者割当は、上記「4 大規模な第三者割当に関する事項」に記載のとおり、25%以上の希薄化が生じるため、大規模な第三者割当増資に該当することとなります。このように本第三者割当は大規模な第三者割当に該当することから、既存株主の株主価値を損なうおそれがあります。そこで当社は、東京証券取引所の定める規則に従い、経営者から独立した第三者による意見を入手した上で本第三者割当を行うことといたしました。

本第三者割当によって増加する潜在株式数は、発行済株式数の55.30%（議決権ベースで55.43%）であり、上記「4 大規模な第三者割当に関する事項」に記載のとおり、25%以上の希薄化が生じることとなるため、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条の定めより、以下のいずれかの手続きが必要になります。

- a. 経営陣から一定程度独立した者（第三者委員会、社外取締役、社外監査役等）による第三者割当の必要性及び相当性に関する意見の入手
- b. 株主総会の決議など（勧告的決議を含む）の株主の意思確認

当社は、現在の当社の財務状況及び迅速に本第三者割当を実施する必要があることに鑑みると、本第三者割当に係る株主総会決議による株主の意思確認の手続きを経る場合には、2020年6月25日開催予定の第10期定時株主総会の決議を経るまでの期間に、返済期限が到達する借入及び既に期限が到達している営業債務があること、また、臨時株主総会の開催を行う場合、臨時株主総会決議を経るまでにおよそ2ヶ月程度の日数を要すること及び臨時株主総会の開催に伴う費用についても、相応のコストを伴うことから、総合的に勘案した結果、経営者から一定程度独立した第三者委員会による本第三者割当の必要性及び相当性に関する意見を入手することといたしました。

このため、「３ 発行条件に関する事項（２）発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方」に記載する本第三者委員会を設置し、本第三者割当の必要性及び相当性に関する客観的な意見を求め、以下の内容の意見書を2020年5月20日に入手しております。なお、本第三者委員会の意見の概要は以下のとおりです。

（本第三者委員会の意見の概要）

１．結論

本第三者割当には必要性・相当性が認められると考える。

２．意見の理由及び検討内容

取引の必要性

貴社グループの主力事業をとりまく外部環境及び市場はここ数年で激変し、もはや独自技術に頼った自社生産・自社販売という従来の製造業の経営活動のみでは世界市場での生き残りが困難となっていることから、貴社はSound United LLCのグループへのホームＡＶ事業の譲渡（以下、「本事業譲渡」という。）を企図していたが、本事業譲渡は中止された。これにより、営業債務の支払い遅延は解消されておらず、生産の縮小及び停止をせざるを得ない状況となっている。

他方で、2019年12月に公表したとおり、貴社は、EVOLUTION JAPANアセットマネジメント株式会社からの総額500百万円の借入及びEVO FUNDからのエクイティ性の資金約1,636百万円の調達を実施した。しかしながら、貴社株価は低迷しEVO FUNDに割り当てられた新株予約権の下限行使価額を下回る株価水準が続き、行使が進まない状況となっていた。その結果、営業債務への資金充当も十分に行えず、2020年3月末時点で取引先に対する営業債務の支払い遅延は約6,500百万円に達している。また、EVOLUTION JAPANアセットマネジメント株式会社からの借入500百万円の弁済期日に加え、オーエス・ホールディング株式会社からの借入361百万円の弁済期日も迫っている。

そこで、貴社は、これらの期日が到来し支払いが遅延している営業債務の一部に対応する金銭債権及び返済の目的が立っていない貸付金債権を現物出資（デット・エクイティ・スワップ）により株式に転換することとした。現物出資の対象となる営業債務には、貴社100％子会社であるオンキヨー＆パイオニア株式会社の営業債務も含まれており、貴社が同社の債務について債務引受をした後に新株発行を行う。これは、貴社グループ全体での支払遅延債務の減少が不可欠との認識に基づく。

これらの本第三者割当の理由・背景について不自然な点は見当たらず、いずれも合理的な事情であると考えられる。本第三者割当は、いわゆるデット・エクイティ・スワップ（現物出資）により行われることから、貴社に資金が現実には払い込まれる訳ではないが、負債が資本に振り替わり財務内容の改善という効果が得られる。貴社の試算では、本第三者割当の実施後には、負債がおよそ15億6,200万円（有利子負債861百万円及び営業債務701百万円）程度削減され、自己資本比率はおよそ13.29％となり、実施前（4.34％）に比べ9％弱の改善となる見込みである（但し、本日現在貴社の2020年3月期決算の作業が継続中であることから、上記割合は2020年3月期第3四半期の数値をベースにしている。）。以上より、本第三者割当の目的は合理的と考えられる。

他の資金調達手段との比較

本第三者割当と他の資金調達手段との比較をまとめると以下のとおりであり、特に不合理な点は認められない。

（１）新たな株式発行（公募増資）

公募増資による新株発行はまとまった金額の資金調達が期待できるという意味では貴社にニーズに最も合致するともいえるが、同時に株式の需給状況も直ちに悪化することになり、昨今の貴社の株価水準に照らすと株価に対する直接的な影響が特に懸念される上、貴社の財務状況に照らすと引受証券会社の選定が困難である可能性が高い。

（２）新株予約権無償割当による増資（ライツ・イシュー）

いわゆるライツ・イシューには、発行体が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、発行体はそのような契約を締結せず新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがある。前者は、コミットメント型という点資金調達の一定の確実性が得られるものの、資金調達の完了までに長い期間を要する。また、引受手数料等のコストが増大することが予想され、適切な資金調達手段ではない可能性が高い。他方、後者について、貴社は東京証券取引所有価証券上場規程の新株予約権に係る上場基準との関係でノンコミットメント型ライツ・オフアリングを利用することができない。

(3) 普通社債発行による資金調達

普通社債発行による資金調達は確実性は高く、また、ある程度まとまった金額の調達が期待できるが、調達額が全額負債となるため、財務健全性の低下及び今後の借入れ余力の縮小が懸念される。貴社グループの財務状態に照らすと普通社債の発行単独での資金調達は適当ではない。

発行条件の相当性

(1) 本新株式の条件等

資金調達目的で行われる株式会社の新たな株式の発行は、既存株主と新株主との間の経済的な利害対立を生じさせることから、新たに発行される株式の払込金額がこれを引き受ける者にとって特に有利な金額であれば、株主総会特別決議による承認が必要となる。一般に、払込金額が特に有利な金額であるか否かの判断は、公正な金額を基準とし、著しく低い金額で発行されているかにより行われるが、貴社株式のように市場価格のある株式については、募集株式の効力発生日に最も近接した日の株式の市場価格を指すと考えるべきことになる。しかし、市場価格のある株式の場合、市場における需要と供給のバランスの問題から発行後に株価が下がることも想定される。そのため、資金調達の必要性和既存株主の経済的利益の保護の調和の観点から、時価を基準として払込金額を決める場合に時価をディスカウントした形で払込金額を決めることも合理的と考えられている（最判昭和50年4月8日民集29巻4号350頁参照）。これを前提に検討を要するのが、時価が何を指すのか、また、具体的にどの程度のディスカウントが許容されるかである。この点、日本証券業協会の自主ルールである「第三者割当増資の取扱いに関する指針（平成22年4月1日）」（以下、「日証協指針」という。）は、発行価額を発行決議の直前日の市場価格に0.9を乗じた額以上とすることを求めており、10%のディスカウントを許容している。但し、「直近日又は直前日までの価額又は売買高の状況等を勘案し、当該決議の日から払込金額を決定するために適当な期間（最長6ヶ月）をさかのぼった日から当該決議の直前日までの間の平均価額」をディスカウントする際の基準とすることも認めている。

本新株式の発行価額は、（直前営業日の終値と同額ではなく）直前50取引日の終値平均値を基準とし10%をディスカウントした金額である。この点、株式市場の動向をより忠実に反映させるという観点からは直前営業日の終値を払込金額とすることが好ましいようにも思われるが、短期間の株価変動の影響を受けやすくなることにも留意する必要がある。また、上記最高裁判例及び日証協指針も、直前日の株価を常に払込金額（時価）とすることを求めるものではない。したがって、本払込金額が直前営業日の終値と同額でないこと自体に特に問題はないと考えられる。

次に、日証協指針のいう「払込金額を決定するために適当な期間（最長6ヶ月）」として具体的にどの程度の期間を定めるかは発行会社の裁量によるべきであるが、直前取引日という特定の取引日の終値をそのまま採用するよりも一定期間の平均値を参照することが客観性・合理性の観点からは望ましいと考えられる。本件では、公表日前約1週間における貴社株価の上昇の理由の推測が困難であり、投機的な売買による影響を大きく受けているとの懸念は払拭できないため、一定期間の平均株価という平準化された値を採用し恣意性や特殊要因による短期的な株価変動の影響を排除する合理性があること、また、貴社が2019年12月に発行を決議し2020年1月から2020年4月において新株式の発行及び新株予約権付社債と新株予約権の行使により発行された新株式による希薄化の影響が織り込まれた期間として十分であるかという観点から、一定期間として50取引日間が採用されている。これらの考慮点は、いずれも合理的と考えられる。

このように、本払込金額は上記最高裁判例及び日証協指針に照らして合理的に決定されていると評価できる。

(2) 希薄化についての評価

貴社によれば、本新株式の数は151,709,800株（議決権数1,517,098個）であり、2020年3月31日現在の貴社発行済株式総数274,331,671株（議決権数2,736,785個）に対して55.30%（議決権55.43%）の希薄化が生じる。なお、本第三者割当前6ヶ月以内に発行された貴社普通株式60,000,000株（議決権600,000個）、全て転換済みである第6回無担保転換社債型新株予約権により交付された株式数26,353,276株（議決権263,532個）、第8回新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数150,000,000株（議決権1,500,000個）及び第9回新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数50,000,000株（議決権500,000個）を合算した総株式数は438,063,076株（議決権数4,380,630個）であり、当該貴社普通株式、第6回無担保転換社債型新株予約権、第8回新株予約権及び第9回新株予約権の発行決議日である2019年12月27日時点の貴社発行済株式総数189,869,995株（議決権数1,892,169個）（2019年12月27日時点における貴社発行済株式総数及び議決権総数を正確に把握することは困難であるため、同時点の数値は、2020年3月31日現在の各数値から、2019年12月27日以降2020年3月31日までの貴社新株予約権等の行使による増加分を控除して算出された。）に対して、230.72%（議決権総数に対し231.51%）の希薄化（小数第3位を四捨五入）が生じることとなる。

上記のとおり、第8回新株予約権の残存する新株予約権の全部を取得及び消却するため、実際に発生し得る希薄化率としては、本第三者割当前6ヶ月以内に発行された貴社普通株式60,000,000株（議決権600,000個）、全て転換済みである第6回無担保転換社債型新株予約権により交付された株式数26,353,276株（議決権263,532個）、124,000,000株の未行使新株予約権を取得及び消却する第8回新株予約権により既に交付されている株式数26,000,000株（議決権260,000個）及び第9回新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数50,000,000株（議決権500,000個）を合算した総株式数は314,063,076株（議決権数3,140,630個）であり、当該貴社普通株式、第6回無担保転換社債型新株予約権、第8回新株予約権及び第9回新株予約権の発行決議日である2019年12月27日時点の貴社発行済株式総数189,869,995株（議決権数1,892,169個）に対して、165.41%（議決権総数に対し165.98%）の希薄化（小数第3位を四捨五入）が生じることとなる。

他方で、本第三者割当は、営業債務の支払遅延の解消及び有利子負債の削減を主たる目的としており、これが実施された場合には、現在縮小している生産の通常化、販売機会の損失回避、資金回収の改善・正常化、また、経営基盤の安定化と自己資本の強化が実現され、中長期的な業績改善・企業価値の向上につながりひいては既存株主の利益に資するとの想定も合理的であると認められる。

その他

本割当予定先を選定した理由についての貴社による説明には、特に不自然な点は見当たらない。また、現物出資の対象となる本割当予定先保有の金銭債権について実在性が疑われる事情や、本割当予定先（関係者を含む。）の資金力及び反社会的勢力との接点等の確認プロセスに違和感はない。

以上のとおり、本第三者委員会からは、本第三者割当につき、必要性及び相当性が認められるとの意見が得られております。そして本日付の取締役会において、本第三者委員会の上記意見を参考に十分に討議・検討した結果、既存株主への影響を勘案しましても、本新株式の発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的であると判断いたしました。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

(1) 株式併合の目的

当社の発行済株式総数は、2020年3月31日現在で274,331,671株となっており、JASDAQに上場している同業他社や、当社と同程度の事業規模を持つ他社と比べ多い状態にあります。

また、当社株式は、1円当たりの株価変動率が相対的に大きく、投機の対象として株価の大きな変動を招きやすいことにより、株主及び一般投資家の皆様への影響は小さくない状況であると認識しております。その上、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第604条の2第1項第1号並びに同「有価証券上場規程施行規則」第603条の2第1項第1号及び同項第2号では、月末終値又は月間終値平均が10円未満となった場合において、3ヶ月以内に月末終値及び月間終値平均が10円以上とならなかった場合には、上場廃止となることが規定されています。当社の株価は、株式併合について付議した日である2020年5月15日の直前営業日である2020年5月14日の終値が16円であり、月末終値又は月間終値平均が10円未満となった場合には、上場廃止の猶予期間に入ることとなり、さらにその後3ヶ月以内に月末終値及び月間終値平均が10円以上とならなかった場合には上場廃止が決定する状況であります。

このような状況を踏まえ、2020年3月31日時点の株主名簿を前提に5株を1株にした場合には、株式併合の効力発生日時点において当社株式を5株未満の数量で保有している株主様の数は273名で、その保有株式数は合計441株であり、当社の株主総数42,332名に占める比率は0.645%で、発行済株式総数274,331,671株に占める比率は0.000%であり、同様に5株以上100株未満の数量で保有している株主様の数は2,290名で、その保有株式数は合計149,006株であり、当社の株主総数42,332名に占める比率は5.410%で、発行済株式総数274,331,671株に占める比率は0.054%であり、同様に100株以上500株未満の数量で保有している株主様の数は17,348名で、その保有株式数は合計2,943,335株であり、当社の株主総数42,332名に占める比率は40.981%で、発行済株式総数274,331,671株に占める比率は1.073%となります。併合内容について5株を1株に併合するよりも併合比率を高くする方が、当社としては上場廃止の猶予期間に対して余裕をもった株価水準となる点でメリットがあるものの、併合内容について5株を1株に併合するよりも併合比率を高くすると、当社にとってより多くの株主が単元未満株主となります。単元未満株主が被る、☐ 売買機会を逸失すること、☐ 保有機会を逸失すること、☐ 議決権の行使機会を逸失することといった不利益に鑑み、上記の株価低迷による上場廃止のリスクを払拭するための株価状況の改善という主要な目的に照らして必要な限度で株式併合割合を決定することとした結果、5株を1株に併合する株式併合が合理的であるとの結論に至りました。また、発行済株式総数の適正化及び当社グループの投資環境の整備株式管理コストの削減等の観点からも総合的に勘案し、5株を1株に併合する株式併合を実施することにいたしました。

(2) 株式併合が効力を生じる日

2020年7月21日（予定）

(3) 株式併合の内容

当社普通株式について5株を1株に併合

(4) 株式併合により減少する株主数

株式の併合を行った場合、2020年3月31日現在の株主名簿における当社株主構成を前提とすれば、総株主数42,332名のうち、併合前の保有株式数が5株未満の株主数273名（その所有株式数の合計は441株）が保有機会を失うこととなり、併合前の保有株式数が5株以上100株未満の株主数2,290名（その所有株式数の合計は149,006株）は引き続き、売買機会や議決権の行使機会保有機会がなく、併合前の保有株式数が100株以上500株未満の株主数17,348名（その所有株式数の合計は2,943,335株）が売買機会や議決権の行使機会を失うこととなります。

(5) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株未満の端数が生じた場合は、その端数の合計数に相当する数の株式を会社法の定めに基づき一括して売却または当社が自己株式として買取、それらの代金を端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配

(6) 効力発生日における発行可能株式総数

216,000,000株

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第9期、提出日2019年6月26日）及び四半期報告書（第10期第3四半期、提出日2020年2月14日）（以下「有価証券報告書等」といいます。）の提出日以降、本有価証券届出書提出日（2020年5月20日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について、以下のとおり、変更及び追加すべき事項が生じております。当該変更及び追加箇所については、_____ 野で示しております。

なお、有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、下記の「事業等のリスク」に記載されたものを除き、当該事項については本有価証券届出書提出日（2020年5月20日）現在においてもその判断に変更なく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

(16) 新型コロナウイルス拡大による影響

新型コロナウイルス感染症が世界的に流行しており、当社グループにおいても世界各地域で行われているロックダウンの影響を受け、中国では通常状態に戻りつつあるものの、インド及びマレーシアの各工場では稼働停止状態となり、欧米等の海外販売代理店では、販売店への出荷は継続しておりますが、多くの販売店が閉鎖されているため、販売活動も限定的となっております。このような点から、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。提出日現在において客観的に見積もることは困難であります。

2. 臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」に記載の第9期有価証券報告書の提出日（2019年6月26日）以降、本有価証券届出書提出日（2020年5月20日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

（2019年6月27日提出の臨時報告書）

1. 提出理由

当社は、2019年6月26日開催の当社第9回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2. 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2019年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

現行提案第6条（発行可能株式総数）につきまして、発行可能株式総数を現行の15,000万株から54,000万株に変更するものであります。

第2号議案 事業譲渡（関連する子会社株式の譲渡を含む。）に関する承認の件

当社は、2019年5月21日開催の取締役会において、当社の子会社であるオンキヨー＆パイオニア株式会社及びその子会社であるONKYO ASIA ELECTRONICS SUN. BHD.、同じく当社連結子会社であるオンキヨー＆パイオニアマーケティングジャパン株式会社ならびに当社持分法適用関連会社であるS&O Electronics (Malaysia) Sdn. Bhd.の当社保有株式を、Viper Holdings Corporationに譲渡すること（以下、「本株式譲渡」といいます。）を決議し、PURCHASE AND SALE AGREEMENT（以下、「本譲渡契約」といいます。）を締結いたしました。なお、本株式譲

渡に合わせて、当社連結子会社であるPioneer & Onkyo Marketing Asia Ltd.及び安橋（上海）商貿易有限公司のホームAV事業についても譲渡することといたしました。本議案は、会社法第467条第1項第2号の2にもとづき、本譲渡契約のご承認をお願いするものであります。

第3号議案 監査役1名選任の件
 山田格也を監査役に選任するものであります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件
 高田陽弘を補欠監査役に選任するものであります。

第5号議案 会計監査人選任の件
 監査法人Ks Lab.を会計監査人に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案	684,973	54,443	—	（注）1	可決 92.63％
第2号議案	706,173	33,233	—	（注）1	可決 95.50％
第3号議案	715,145	24,259	—	（注）2	可決 96.72％
第4号議案	713,264	26,142	—	（注）2	可決 96.46％
第5号議案	714,346	25,059	—	（注）2	可決 96.61％

（注）1．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部株主からの各議案の賛否について確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

(2019年7月5日提出の臨時報告書1)

1. 提出理由

当社において特定子会社の異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2. 報告内容

(1) 当該移動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

(異動する特定子会社1)

名称 : オンキョーディベロップメント&マニファクチャリング株式会社
 住所 : 三重県津市河芸町東千里600番地
 代表者の氏名 : 代表取締役社長 灘吉 健
 資本金 : 308百万円(2019年3月29日現在)
 事業の内容 : スピーカー、LED照明機器、遊技機、環境関連機器等の企画・開発・製造・販売・物流サービス

(異動する特定子会社2)

名称 : ODSコミュニケーションサービス株式会社
 (旧オンキョー&パイオニアインノベーションズ株式会社)
 住所 : 鳥取県倉吉市秋喜243番地
 代表者の氏名 : 代表取締役社長 大津 一翁
 資本金 : 300百万円(2019年3月29日現在)
 事業の内容 : オーディオ・PC製品等のカスタマーサポート及び修理業務

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

（異動する特定子会社１）

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前：916,000個（うち間接所有分0個）

異動後：0個（うち間接所有分0個）

総株主等の議決権に対する割合

異動前：100%（うち間接所有分0%）

異動後：0%（うち間接所有分0%）

（注） 総株主等の議決権に対する割合は、オンキヨーディベロップメント&マニファクチャリング株式会社の2019年3月29日現在における総株主等の議決権の数（916,000個）を基準に算出しております。

（異動する特定子会社２）

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前：17,800個（うち間接所有分17,800個）

異動後：0個（うち間接所有分0個）

総株主等の議決権に対する割合

異動前：100%（うち間接所有分100%）

異動後：0%（うち間接所有分0%）

（注） 総株主等の議決権に対する割合は、ODSコミュニケーションサービス株式会社の2019年3月29日現在における総株主の議決権の数（17,800個）を基準に算出しております。

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由：当社の経営資源、事業を最適化し、当社が得意とするオーディオに関する既存及び新規事業に特化、機動力の高い事業展開を進めて業績改善を図ることを目的として、上記2社の全株式をオンキヨーデジタルソリューションズ株式会社に譲渡いたしました。
オンキヨーディベロップメント&マニファクチャリング株式会社は純資産額が当社純資産額の30%以上に相当し、ODSコミュニケーションサービス株式会社の売上金額が当社の売上金額の100分の10以上に相当するため、当社の特定子会社に該当いたします。

異動の年月日：2019年3月29日

(2019年7月5日提出の臨時報告書2)

1. 提出理由

2019年5月30日開催の当社取締役会において、特定子会社の異動に係る決議をいたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条の2第2項第3号の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2. 報告内容

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

（異動する特定子会社１）

名称：オンキヨー&パイオニア株式会社

住所：東京都墨田区横綱一丁目10番5号

代表者の氏名：代表取締役社長 宮城 謙二

資本金：308百万円（2019年3月31日現在）

事業の内容：オーディオ・ビジュアル関連製品等の製造・販売

（異動する特定子会社２）

名称：オンキヨー&パイオニアマーケティングジャパン株式会社

住所：東京都墨田区横綱一丁目10番5号

代表者の氏名：代表取締役社長 高田 陽弘

資本金：308百万円（2019年3月31日現在）

事業の内容：日本国内におけるオーディオ・ビジュアル関連製品及びヘッドホン等のモバイルオーディオ関連製品、電話機等の販売

（異動する特定子会社３）

名称：ONKYO ASIA ELECTRONICS SDN. BHD.

住所：No. 1, JALAN P/5, KAWASAN PERUSAHAAN SEKSYEN 13, 43650 BANDAR BARU BANGI, SELANGOR DARUL EHSAN, MALAYSIA

代表者の氏名：代表取締役社長 岡本 秀樹
資本金：17,128千RM（約456百万円）（2019年3月31日現在）
事業の内容：オーディオ・ビジュアル関連製品等及びスピーカー等の製造

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

(異動する特定子会社1)

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前：5,006個（うち間接所有分0個）

異動後：0個（うち間接所有分0個）

総株主等の議決権に対する割合

異動前：100%（うち間接所有分0%）

異動後：0%（うち間接所有分0%）

（注）総株主等の議決権に対する割合は、オンキヨー & パイオニア株式会社の2019年3月31日現在における総株主等の議決権の数（5,006個）を基準に算出しております。

(異動する特定子会社2)

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前：6,106個（うち間接所有分0個）

異動後：0個（うち間接所有分0個）

総株主等の議決権に対する割合

異動前：100%（うち間接所有分0%）

異動後：0%（うち間接所有分0%）

（注）総株主等の議決権に対する割合は、オンキヨー & パイオニアマーケティングジャパン株式会社の2019年3月31日現在における総株主等の議決権の数（6,106個）を基準に算出しております。

(異動する特定子会社3)

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前：14,517,502個（うち間接所有分14,517,502個）

異動後：0個（うち間接所有分0個）

総株主等の議決権に対する割合

異動前：84.76%（うち間接所有分100%）

異動後：0%（うち間接所有分0%）

（注）総株主等の議決権に対する割合は、ONKYO ASIA ELECTRONICS SDN. BHD.の2019年3月31日現在における総株主等の議決権の数（17,128,400個）を基準に算出しております。

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由：当社は今後の成長市場であるOEM事業、デジタルライフ事業に経営資源を集中し、ホームAV事業は米国Sound United社にて事業継続することを目的として、当社ホームAV事業に係る当該子会社の株式をViper Holdings Corporationに譲渡することを決議いたしました。当該子会社はいずれも売上金額が当社の売上金額の100分の1以上に相当し、当社の特定子会社に該当することによるものです。

異動の年月日：2019年7月中旬（予定）

(2019年7月5日提出の臨時報告書3)

1. 提出理由

当社は、2019年5月30日開催の監査役会において、金融商品取引法第193条の2第1項及び第2項の監査証明を行う監査公認会計士等の異動を行うことを決議し、同日開催の取締役会において、2019年6月26日開催の第9回定時株主総会に「会計監査役選任の件」として付議することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2．報告内容

(1) 異動に係る監査公認会計士の名称

選任する監査公認会計士等の名称

監査法人Ks Lab.

退任する監査公認会計士等の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 異動の年月日

2019年 6 月26日

(3) 退任する監査公認会計士等が直近において監査公認会計士等となった年月日

2018年 6 月21日

(4) 退任する監査公認会計士等が最近 3 年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項

該当事項はありません。

(5) 異動の決定又は異動に至った理由及び経緯

当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、2019年 6 月26日開催の第 9 回定時株主総会終結の時をもって任期満了となり、現任会計監査人から当社の経営環境の変化に伴う監査工数の増大を理由に契約更新を差し控えたい旨の申出を受けました。これを契機として、当社としては、現任会計監査人の監査継続年数が長期に及ぶこと、また当社の事業規模に適した監査対応と監査費用の相当性等にも考慮した結果、新たな会計監査人を選任することといたしました。監査法人Ks Lab.を候補者とした理由は、会計監査人としての専門性、独立性、適切性及び監査品必を具備し、当社の事業規模に適した効率的かつ効果的な監査業務の運営が期待できるとともに、当社関連事業についての知見、ノウハウ、人脈も有しており、当社の会計監査人として適任と判断したためであります。

(6) 上記(5)の理由及び経緯に対する監査報告書等の記載事項に係る退任する監査公認会計士等の意見

特段の意見はない旨の回答を得ております。

(2019年 9 月18日提出の臨時報告書)

1．提出理由

連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生したため、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2．報告内容

(1) 当該事象の発生年月日

2019年 7 月18日（取締役会決議日）

(2) 当該事象の内容

当社が保有する海外非上場企業有価証券 1 銘柄を売却いたしました。

(3) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

当該事業の発生により、2020年 3 月期第 2 四半期累計期間において、下記のとおり投資有価証券売却益を特別利益として計上する予定であります。

（個別）投資有価証券売却益 88百万円

（連結）投資有価証券売却益 88百万円

（2019年11月14日提出の臨時報告書）

1．提出理由

連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事業が発生したため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条の2第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2．報告内容

(1) 当該事象の発生年月日

2019年11月14日（取締役会決議日）

(2) 当該事象の内容

子会社の異動を伴う株式譲渡及び子会社の一部事業譲渡に関する契約を締結しておりましたが、相手方との合意に基づき譲渡契約を終了し、本事業譲渡を中止することとなりました。本事業譲渡中止に伴い、譲渡完了後にその他事業譲渡損益に含めて計上を予定しておりました、コンサルタント費用及び弁護士費用等の費用を計上いたしました。

(3) 当該事業の損益及び連結損益に与える影響額

当該事象の発生により、2020年3月期第2四半期累計期間において、下記のとおり事業再編損を特別損失として計上いたしました。

（個別）事業再編損 470百万円

（連結）事業再編損 470百万円

（2020年2月14日提出の臨時報告書）

1．提出理由

連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生したため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2．報告内容

(1) 当該事象の発生年月日

2020年2月14日（取締役会決議日）

(2) 当該事象の内容

固定費の削減と事業活動の効率化を目的とした拠点集約及び希望退職者の募集を行い、その費用を解く鉄損失として計上いたしました。

(3) 当該事象の連結損益に与える影響額

当該事象の発生により、2020年3月期第3四半期連結累計期間の連結決算に事業構造改善費用84百万円を解く別損失として計上いたしました。

３．資本金の増減

「第四部 組込情報」に記載の第９期有価証券報告書の提出日（２０１９年６月２８日）以降、本有価証券届出書提出日（２０２０年５月２０日）までの間における資本金の増減は以下のとおりであります。

年月日	発行済株式総数 増減数（株）	発行済株式総 数残高（株）	資本金増減額 （百万円）	資本金残高 （百万円）	資本準備金増減 額（百万円）	資本準備金残 高（百万円）
2019年７月10日 （注１）	150,000	145,549,995	3	6,735	3	6,071
2019年８月22日 （注２）	4,350,000	149,899,995	100	6,836	100	6,172
2019年９月９日～ 2019年９月25日 （注３）	7,020,000	156,919,995	142	6,978	142	6,314
2019年10月１日～ 2019年10月31日 （注４）	10,950,000	167,869,995	190	7,169	190	6,504
2019年11月１日～ 2019年11月29日 （注５）	11,000,000	178,869,995	182	7,351	182	6,686
2019年12月２日～ 2019年12月９日 （注６）	11,000,000	189,869,995	167	7,519	167	6,855
2020年１月６日～ 2020年１月31日 （注７）	18,838,668	208,708,663	211	7,730	211	7,066
2020年２月４日～ 2020年２月20日 （注８）	18,397,204	227,105,867	175	7,905	175	7,241
2020年３月２日～ 2020年３月25日 （注９）	47,225,804	274,331,671	356	8,261	332	7,573
2020年４月13日 （注10）	20,000,000	294,331,671	100	8,361	80	7,653
2020年５月13日 （注11）	8,000,000	302,331,671	61	8,422	61	7,714

（注１） 第６回新株予約権150,000個行使による増加であります。

（注２） 第６回新株予約権4,350,000個行使による増加であります。

（注３） 第７回新株予約権70,200個行使による増加であります。

（注４） 第７回新株予約権109,500個行使による増加であります。

（注５） 第７回新株予約権110,000個行使による増加であります。

（注６） 第７回新株予約権110,000個行使による増加であります。

（注７） 第５回新株予約権100,000個、第７回新株予約権84個、第８回新株予約権140,000個の行使及び第６回無担保
 転換社債型新株予約権付社債による4,730,268株の転換による増加であります。

（注８） 第６回無担保転換社債型新株予約権付社債による18,397,204株の転換による増加であります。

（注９） 第８回新株予約権40,000個行使、第６回無担保転換社債型新株予約権付社債による3,225,804株の転換及び
 新株式40,000,000株の発行による増加であります。

（注10） 新株式20,000,000株の発行による増加であります。

（注11） 第８回新株予約権80,000個行使による増加であります。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第9期)	自 至	2018年4月1日 2019年3月31日	2019年6月26日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第10期第3四半期)	自 至	2019年9月1日 2019年12月31日	2020年2月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2019年 6 月26日

オンキヨー株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

河津 誠司

印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

藤井 秀吏

印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているオンキヨー株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オンキヨー株式会社及び連結子会社の2019年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

１.継続企業の前提に関する事項に記載されているとおり、会社は2013年度より経常損失が継続しており、当連結会計年度においても1,676百万円の経常損失を計上していること、取引先に対する営業債務の支払遅延が2019年３月末現在で、3,874百万円存在していることにより、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表には反映されていない。

２.重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2019年5月21日開催の取締役会においてホームＡＶ事業の譲渡に関する契約締結を決議し、同日付で契約を締結している。当該事業譲渡は、2019年６月26日開催の定時株主総会において承認されている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第２項の規定に基づく監査証明を行うため、オンキヨー株式会社の2019年３月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、オンキヨー株式会社が2019年３月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。

２．X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2019年 6 月26日

オンキヨー株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	河津 誠司	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	藤井 秀吏	印
--------------------	-------	-------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているオンキヨー株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オンキヨー株式会社の2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 継続企業の前提に関する事項に記載されているとおり、会社は2017年度より経常損失が継続しており、当事業年度においても309百万円の経常損失を計上していること、取引先に対する営業債務の支払遅延が2019年3月末現在で1,035百万円存在していることにより、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表には反映されていない。

2. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2019年5月21日開催の取締役会においてホームA V事業の譲渡に関する契約締結を決議し、同日付で契約を締結している。当該事業譲渡は、2019年6月26日開催の定時株主総会において承認されている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年2月14日

オンキヨー株式会社

取締役会 御中

監査法人 Ks Lab.

指 定 社 員 公認会計士 八田 和信 印
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 松岡 繁郎 印
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているオンキヨー株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（2019年10月1日から2019年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2019年4月1日から2019年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、オンキヨー株式会社及び連結子会社の2019年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は2013年度より経常損失が継続しており、当第3四半期連結累計期間においても3,617百万円の経常損失を計上していること、取引先に対する営業債務の支払遅延が2019年12月末現在で6,476百万円存在していることにより、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表には反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の事項

会社の2019年3月31日をもって終了した前連結会計年度の第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表並びに前連結会計年度の連結財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって四半期レビュー及び監査が実施されている。前任監査人は、当該四半期連結財務諸表に対して2019年2月14日付で無限定の結論を表明しており、また、当該連結財務諸表に対して2019年6月26日付で無限定適正意見を表明している。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

２．XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。